

農場生産衛生管理技術等向上対策事業費（新規）

23（0）百万円

対策のポイント

HACCP方式を活用した衛生管理が行われている農場について認証基準を策定・普及することにより、畜産物の安全性の向上を図り、消費者の選択の幅を広げます。

（HACCP方式を活用した飼養衛生管理）

HACCPは、生産における重要な工程を連続的に監視することによって、一つ一つの製品の安全性を保証しようとする衛生管理手法です。

畜産物の場合には、畜舎環境、昆虫・野鳥対策、飼料・飲水等の衛生管理対策を的確に講じることで、人に対する危害要因をコントロールすることが可能になります。

政策目標

認証基準を策定・普及することにより、HACCP方式に取り組む農場を倍増。

（平成17年度：約1,000戸→平成20年度：約2,000戸）

<内容>

1. 事業内容

（1）認証基準策定委員会の設置

畜産関係者、消費者、学識関係者等で構成される認証基準策定委員会を設置し、HACCP方式を活用した衛生管理が行われている農場の認証基準の策定等を行います。

（2）HACCP方式による衛生管理の普及

HACCP方式を活用した衛生管理が行われている農場の認証基準や認証までの仕組みについて、生産者をはじめとする関係者に周知します。

2. 事業実施主体 民間団体

3. 交付率 定額

4. 事業実施期間 平成19年度～20年度

【担当課：消費・安全局動物衛生課 03-3502-8292（直通）】